

# 生徒心得

## 1 校外活動

〔一般諸注意〕

- (1) 校外生活においては服装・言動に注意し、常に本校生徒であるという誇りと品位を保ち、いやしくも学校や全生徒の名誉を損なうことのないように努めること。
- (2) 外出する場合は行先・目的及び帰宅時間を明らかにし、必ず保護者の許可を受けること。又単独や生徒同士での夜間の外出は避けること。
- (3) 喫煙・飲酒・暴力等の不良行為や、不正な金銭の貸借、不健全娯楽などをしてはならない。
- (4) 学業やスポーツを通して友情を深め、いやしくも不良グループに加わり、逸脱行為に走ることをないようにすること。
- (5) 校外で不慮の災害に会ったときは、すみやかに学校に連絡すること。

〔校外活動〕

- (1) アルバイトについては下記のとおり定める。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 学業及び心身の健康に支障がないと認められ、アルバイトによって得た収入を学費や生活費の補助として充当するなど、家庭の経済的理由による場合だけ許可する。</li><li>2 就労時間は午後8時までとし、遅くとも午後9時までには帰宅すること。酒類を主に提供する場所での就労は認めない。</li><li>3 アルバイトを行う際は、「アルバイト許可願」を学校に提出して、許可を得る。<br/>許可後、アルバイト先が決まったら、速やかに「アルバイト実施届」を学校に提出する。提出後、「アルバイト許可証」が発行されたのち、アルバイトを開始する。<br/>ただし、1年生全員部活動奨励期間中及び成績で評定「1」がついた者については、特別な事が無い限り許可しない。なお、アルバイト時には必ず「アルバイト許可証」を携行すること。</li><li>4 成績の低下、出席状況の悪化、問題行動が見受けられた時は、許可を取り消す。</li><li>5 許可の期間は年度内とし、年度をまたがる時は、再度、許可願を提出すること。</li></ol> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 2 服装

- (1) 登下校時は必ず本校規定によって定められた服装とする。但しやむを得ない事情のため規定外の服装を着用するときには、異装届を担任に提出して許可を受ける。
- (2) 服装は常に端正にして清潔を旨とし、高校生にふさわしい容儀を保つよう心がけること。ピアス、ネックレス、指輪等は身につけない。
- (3) 室内では、マフラー・コート類・手袋は着用しないこと。
- (4) 校舎内では必ず学年所定の上履を使用する。これには指定の場所に学年・クラス名及び氏名を記入する。
- (5) 体育実技・実験実習及びクラブ活動等を行なう場合は、それぞれ授業で定める服装とする。
- (6) 体育館を使用する場合は、別に定める上履を着用すること。

※原則として10月1日から翌年5月31日までを冬服着用期間、6月1日から9月30日までを夏服着用期間とする。

\*標準制服

冬季用・Ⅰ型

- (1) 上 衣       ブレザー型、色及び布地は本校指定のものとする。
- (2) スラックス 色及び布地は本校指定の冬季用。裾シングル。サスペンダー禁止。
- (3) シャツ       白のワイシャツとする。
- (4) ネクタイ    本校指定のものとする。

冬季用・Ⅱ型

- (1) 上 衣       ブレザー型、色及び布地は本校指定のも夏とする。
- (2) スラックス 色及び布地は本校指定の冬季用。裾シングル。サスペンダー禁止。  
スカート    規定の18本車ヒダ冬季用布地。丈は膝中央とする。

※スラックス・スカートどちらでも可とする。

- (3) シャツ 白のワイシャツとする。
- (4) ベスト 規定のダブル・V襟型2つボタン(規定のボタン)。
- (5) リボン 本校指定のものとする。
- ネクタイ 本校指定のものとする。

#### 夏季用・I型

- (1) スラックス 色及び布地は本校指定の夏季用。裾シングル。サスペンダー禁止。
- (2) シャツ 白のワイシャツ(半袖・開襟シャツ可)

#### 夏季用・II型

- (1) スラックス 色及び布地は本校指定の夏季用。裾シングル。サスペンダー禁止。
- スカート 規定の18本車ヒダ夏季用布地。丈は膝中央とする。

※スラックス・スカートどちらでも可とする。

- (2) シャツ 白のワイシャツ(半袖シャツ可)
- (3) ベスト 規定のTマーク入りサマーベスト。

#### \*コート・ジャンパー類

- (1) 色は原則として黒・紺・グレー・ベージュ系の無地のものとする。但し、皮・合成皮革、光沢のあるもの、毛あしの長いもの等派手なものは除く。
- (2) 派手な装飾のついたものや、極端に丈の長いものは禁止する。
- (3) コート、ジャンパー類の着用期間は冬服着用期間とする。

#### \*カーディガン・セーター類

- (1) 色は原則として黒・紺・白・エンジ・グレー・ベージュ系の無地のものとする。
- (2) 着用期間は冬服着用期間とする。
- (3) ネクタイの結び目やリボンが見えるように着用する。

#### \*マフラー

高校生らしいものを着用する。

#### \*靴下

ソックスの色は白または黒・紺・グレーとする。黒・肌色のストッキングの着用も認める。ルーズソックスは禁止。

#### \*靴

通学靴は高校生らしいものとし派手な色やデザインのもの禁止する。

#### \*頭髪

- (1) 頭髪は常に清潔にし、高校生らしい髪型を保つよう留意し、パーマメント、カール、着脱色やライン等は禁止する。
- (2) 髪飾り等は派手な色やデザインのもの禁止する。

### 3 交通安全

- (1) 徒歩通学生は右側通行、自転車通学生は左側通行を励行し、横隊通行や信号無視の通行をしてはならない。
- (2) 自転車の二人乗り、傘さし運転及び夜間の無灯火運転は禁止する。
- (3) 電車・バス通学生は係員の指示に従い、公衆道徳を守ること。
- (4) 四輪車の免許取得
  - ア 免許取得及び自動車教習所への入学は第3学年時の11月1日以降から許可する。
  - イ 自動車教習所へ入学する場合は、通学許可願いを提出し校長の許可を受ける。
  - ウ 運転練習及び検定受検の取扱いについて
    - (ア) 合宿教習については、2月1日以降とする。
    - (イ) 練習及び受検は、放課後及び休業日に行うこと。
  - エ 免許証を交付されたら速やかに免許取得の届けをする。
  - オ 在学中の運転については、次の条件をもって認める。(友人同士で乗り合わせての運転あるいは四輪車による登校は一切認めない。)
    - (ア) 交通法規を遵守し、任意保険には必ず加入する。

- (イ) 運転技能の維持の目的で行う。
- (ウ) 保護者またはそれに準ずる人の同乗の下で行う。

(5) 原付バイクの免許取得

ア 免許の取得は、1学年の夏休み開始以降とし、原則として学校の休業日(夏休み・冬休み・春休み等)に限る。

イ 免許を取得するときは、原付免許取得許可願いを提出し許可を得てから受験する。免許証を交付されたら速やかに免許証のコピーを提出する。

ウ 免許を取得した者は、バイクに乗るとき交通法規をよく守り、家庭においてもバイク利用は必要最小限にとどめる。(バイクによる登校は一切認めない。)

(6) 自動二輪免許の取得は、いかなる理由があっても厳禁する。